			スタンドである製造施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定

○経済産業省告示第百二十二号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十六条第一項及び第三項の規定に基づき、中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年六月一日　経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針の一部を改正する告示

中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（平成三十年経済産業省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項 1・2　［略］ 3　導入促進基本計画の期間 導入促進基本計画の期間は、原則三年間とすることとする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、三年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が三年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。また、経済産業大臣が必要と認める場合には、二年を超えない範囲内において当該期間を延長することは可能とする。 4　［略］ 備考　表中の「　」の記載は注記である。	第二　先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項 1・2　［略］ 3　導入促進基本計画の期間 導入促進基本計画の期間は、原則三年間とすることとする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、三年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が三年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。 4　［略］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第十一条の三の規定に基づき、平成二年六月三十日特許庁告示第五号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関等及び国際出願の種類を特定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年六月一日　特許庁長官　糟谷　敏秀

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十六条(2)及び条約第三十二条(2)並びに特許協力条約に基づく規則35.2(a)(ii)（特許協力条約に基づく規則59.1において準用する場合を含む。）の規定により特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際予備審査機関（以下「国際調査機関等」という。）を特定したので、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第十一条の三の規定に基づき、国際調査機関等及び国際出願の種類を告示する。 一　国際調査機関等 イ・ロ　［略］ ハ　インド特許庁 二　［略］ 備考　表中の「　」の記載は注記である。	千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十六条(2)及び条約第三十二条(2)並びに特許協力条約に基づく規則35.2(a)(ii)（特許協力条約に基づく規則59.1において準用する場合を含む。）の規定により特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際予備審査機関（以下「国際調査機関等」という。）を特定したので、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第十一条の三の規定に基づき、国際調査機関等及び国際出願の種類を告示する。 一　国際調査機関等 イ・ロ　［略］ 二　［略］

附　則

1　この告示は、令和三年七月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

○特許庁告示第五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年六月一日　特許庁長官　糟谷　敏秀

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　［略］ 三　インド特許庁　一万四千四百円（個人にあつては、三千六百円） 備考　表中の「　」の記載は注記である。	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　［略］

附　則

この告示は、令和三年七月一日から施行する。